

令和3年2月

## あまっ子ステップ・アップ調査事業業務委託に係る募集要項

あまっ子ステップ・アップ調査事業業務について、公募型プロポーザル方式により、次のとおり受託業者を募集する。応募者は提案書を作成し、本市に提出すること。

### 1 事業の趣旨及び目的

児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を実現し、学習状況の改善を図るとともに、教育施策の成果と課題に関する継続的な検証改善サイクルを確立するため、児童生徒の学力及び学習状況を把握するための調査を行う。

### 2 仕様

令和3年度 あまっ子ステップ・アップ調査事業業務委託仕様書に定めるところによる。

### 3 応募資格

応募者は、次の全てを満たす者に限る。

- (1) 本件事業を円滑かつ効果的に実施できる者であり、本市が望む事業展開及び人材管理体制ができること
- (2) 次のいずれかに該当すること
  - ア 本件事業に関連する業種において、本市の入札有資格者名簿に登録されている者
  - イ 次の全ての書類を提出できる者
    - (ア) 商業登録簿謄本
    - (イ) 納税証明書（国税及び地方税）
    - (ウ) 特別徴収義務に関する誓約書（様式5-1又は様式5-2）
    - (エ) 業務に必要な許可等がある場合は、これを受けていることを証する書類
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと
- (4) 応募の日から契約締結日までの間において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと
- (5) 応募の日から契約締結日までの間において、尼崎市指名停止基準に基づく指名停止の措置（入札参加停止措置）を受けていないこと
- (6) 自己又は自社の役員（実質的に経営に関与している者を含む。）等が、次のいずれにも該当しないこと
  - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
  - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

エ 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 13 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう）

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体

カ 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

#### 4 参加方法

必要書類を持参又は郵送して提出すること（郵送の場合、一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）

##### (1) 提出書類及び提出部数

ア 公募型プロポーザル方式参加申請書（様式 1） 1 部

イ 宣誓書（様式 2） 1 部

ウ 見積書（様式 3） 1 部

エ 提案書（応募者において作成） 1 5 部

##### (2) 書類の配布及び提出の期間

ア 配布期間

令和 3 年 2 月 2 5 日から同年 3 月 3 日まで

イ 提出期間

いずれも末日の午後 5 時を必着とする。

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）

(ア) 公募型プロポーザル方式参加申請書（様式 1）及び宣誓書（様式 2）

令和 3 年 2 月 2 5 日から同年 3 月 3 日まで

(イ) 見積書（様式 3）及び提案書

令和 3 年 3 月 1 1 日から同月 1 7 日まで

##### (3) 書類の配布場所

本市ホームページ上

[https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/sangyo/zigyousya/co\\_bosyu/1024033.html](https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/sangyo/zigyousya/co_bosyu/1024033.html)

##### (4) 書類の提出先

尼崎市若王寺 2-18-3 尼崎市立教育総合センター 2 階 学び支援課（担当：甲斐）

## 5 質問の受付及び回答

本件プロポーザルに関して疑義があるときは、質問票（様式4）をF a x又は電子メールにより提出すること。電話など口頭による質問は受け付けない。

### (1) 提出期間

令和3年2月25日から同年3月5日まで

### (2) 提出先

Fax:06-6494-3151/E-mail:cen-jyoho@nd.ama-net.ed.jp

### (3) 回答

令和3年3月8日から同月10日までの間に、全ての参加事業者に対して、F a x又は電子メールにより回答する。

### (4) 留意事項

質問は参加事業者に限り受け付けるため、質問票の提出に先立って（又は質問票の提出と同時に）公募型プロポーザル方式参加申請書（様式1）及び宣誓書（様式2）を提出すること。また、回答に対する再質問は原則として受け付けないため、質問事項を明確に特定すること。なお、選定基準等に関する質問は受付不可とする。

## 6 提案書の作成要領

(1) 提出書類は、A4版、両面印刷、長辺綴じとし、資料が過大にならないよう留意すること。

(2) 提案書の提出は、1社につき1案に限る。

(3) P Rしたいポイントや記載内容の理由・背景等、提案趣旨を明確に示すほか、次の提案項目を含むこと。

ア 本事業の目的への理解及び受託に当たっての基本的な考え方

イ 学力調査問題の内容（過去の出題例）

ウ 調査問題作成に関する組織体制

エ 経費

オ 個人票及び学校用資料の内容（見本）

カ 他都市等における類似事業の実施実績

## 7 経費

経費は、児童生徒数を1学年当たり小学校は3,600人、中学校は3,200人と仮定して提案するものとし、税込31,275,000円を提案上限額とする。

なお、本業務に係る予算は、本市議会において令和3年度予算が成立した時点で有効となるため、予算不成立の場合は同業務を実施しない。この場合において、プロポーザル参加者に損害が生じたときは、当該損害は参加者各自の負担とする（尼崎市は賠償しない）。

## 8 選定方法

あまっ子ステップ・アップ調査事業委託業者選定会議（以下「選定会議」という。）が、提出書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査して選定する。

### (1) 日時及び場所

#### ア 実施場所

尼崎市若王寺2-18-3 尼崎市立教育総合センター（詳細な会議室などは別途通知）

#### イ 実施予定日

令和3年3月23日（火）

### (2) プレゼンテーションの方法

プレゼンテーションは1社ずつの呼び込み方式とし、プレゼンテーションに引き続き、質疑応答を実施する。

ア 説明時間は20分以内とし、提案内容や業務内容等、当市が指定した事項に関して分かり易く説明すること。説明内容は、事前に提出のあった提案書に基づくものとし、追加資料の提出は認めない。

イ 質疑応答時間は20分程度とする。質疑に対する応答は現場での受け答えのみとし、後日の回答は認めない。

ウ プレゼンテーションの説明者は、補助者を含めて5名以内とし、質問に責任をもって回答できる者を含むこと。質疑に対する回答についても評価の対象とするものとし、後日の訂正は認めない。

エ プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は応募者で用意すること。ただし、スクリーン及びプロジェクター（VGA、HDMI）は、当市で準備する。

### (3) 審査結果

審査結果は、後日、各参加者に対し電子メールで通知するほか、本市のホームページで公表する（審査経過については、通知・公表しない）。また、審査結果についての異議申立ては、受け付けない。

### (4) その他

応募者が1者の場合であっても、選定会議による審査を行う。この場合において、当該応募者の提案が基準を満たすと本市が認めたときは、その応募者を契約候補者として選定する。

## 9 評価基準

選定会議は、別に定める評価項目及び評点に基づき公平かつ適正に審査を行うものとし、評価基準の概略は次のとおりである。

### (1) 同種業務の実施実績

他都市での受託実績等

### (2) 本事業に対する基本的な考え方

本事業の目的の理解等

(3) 学力調査問題の内容

基礎的・基本的な問題と発展的な問題のバランス等

(4) 調査結果

ア 個人票、復習用教材の内容

イ 結果の推移の経年的な分析

ウ 教職員対象の研修会等

(5) 地域経済活性化に係る加点措置

地域経済活性化の観点から、市内事業者及び準市内事業者からの提案並びに事業実施に際して新たに市内在住者の雇用を行う提案に対しては一定の加点を行うので、該当する事由がある場合は、企画提案書に記載すること。

1 0 欠格条項

参加者が次のいずれかに該当したときは、当該参加者は、審査の対象から除外する。

(1) 所定の期限までに必要書類を提出しなかったとき

(2) 提出書類に虚偽の記載があったとき

(3) 審査の公平性を害する行為を行ったとき

(4) 以上のほか、参加に当たり著しく信義に反する行為を行ったとき

1 1 審査結果の通知

審査結果は、令和3年3月中に、参加者に通知する。

1 2 契約の締結

契約候補者に選定された者は、本市と委託業務の仕様(仕様書に定めのない事項に限る。)について協議の上、本市が作成した契約書によって契約を締結する(契約の締結時期は、令和3年5月ごろを予定している)。なお、次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において評価の高かった者の順に協議を行い、受託者を決定する。

(1) 契約候補者が契約の締結を辞退したとき

(2) 契約締結時までに、契約候補者が本要項に定める応募資格を欠き又は失格の要件に該当することが判明したとき

(3) 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

(4) その他やむを得ない事情で契約に至らなかったとき

1 3 事務局

尼崎市立教育総合センター 学び支援課

担当：甲斐

〒661-0974 兵庫県尼崎市若王寺2丁目18番3号 2階

TEL：06-6494-3155 FAX：06-6494-3151

E-mail: cen-jyoho@nd.ama-net.ed.jp

以上